

場合を除き、一般質問としない限り質問の機会が得られないというが、与えられないというかの問題を拾って一般質問としたいということでございます。よろしく御理解願います。

それでは質問に入ります。

まず第一の財政問題について伺います。

財政問題についてのうちの財源の増額について伺います。

三月の議会において市長の施政方針において最大限に努力していくとされたことの二つに、国に対し財源の増額要望と市自体における税収の確保が述べられました。地方財政の根本的改革を行わない限り地方財政の危機の解決はできないとし、地方自治の本旨に基づいて地方行財政の抜本的改革を早急に断行されたいとし、それには地方税源の充実に努めること、地方交付税の算定基礎となる税目の拡大、交付税率の引き上げなど、税制の改革を実施するとともに、超過負担の完全解消を図ることなどの点が現在叫ばれていることは御存じのとおりであります。

そういう折でありますので、市長の五十四年度施政方針で、財政基盤

の確立のため、国に対し財源の増額要望について最大限に努力し、市民の福祉向上に向け全力で行政を推進していくとされてからすでに六カ月を経過いたしました。国に対し財源の増額要望としてどのように要望をしたかについて、その内容経過を伺いたい。

次に、冗費の節減について伺います。

冗費の節減についても、これまた財源の増額と同様最大限に努力するとした一つであります。最近省エネルギーということが叫ばれている折がらであり、手近な庁舎内での冗費節減を初めどのようにしているか。また、その他事務事業等の上においてもどのように検討してきたか具体的に説明をお願いいたします。

次に、福生市の土地開発公社について伺います。

まずその一つ、未払金について、去る六月定例会初日に、五十三年度収支決算及び五十四年度事業計画等、土地開発公社に係わる報告がありました。これが内容について幾つか伺います。

まず、五十三年度決算において支出の土地取得費は八億三千二百九十九

万四千五十二円となっており、これが事業一覧表の土地の取得は、アサノポール跡地等公共事業代替用地五件の計六件で八億三千九百十二万九百六十七円、その差六百十二万六千九百十五円の未払金、この未払金は財産目録の負債の部において用地買収代金未払金で報告されておりますが、発生主義の企業会計だから、あるいは現金を伴わない企業会計であり、これでよいことになるのかと思いますけれども、私は企業会計そのものがよく理解されない関係で愚問となるかと思いますが、この未払金は五十四年度予算というか、事業計画の中にどのような未払金措置がされているか。何か宙に浮いているようですけれども、五十四年度資金計画にも入れていないが、未払金であれば当然翌年度に支払うという取り扱いがあるべきかと思うので、発生主義の企業会計に無知のため説明をお願いしたい。

なお、これが未払いの原因、未払いとなった地積、所有権移転登記等どうなっているのか。また未払金についての利息はどのようにされているのかも伺いたい。

次に、二つ目の工事契約について伺います。

五十四年度予算における支出で、事業費のうちの宅地造成費四百八十五万円がアサノポール跡地整地費二万二千五百五十四平方メートルとなっているが、これが工事内容について説明されたい。と申しますのは、まず工事契約は競争入札かあるいは随契によるものか。競争入札であれば参加入札業者は何社参加したのか。整地についての工事内容はどのような施工方法としたのか。さらに工期についても説明願いたい。私の調べたところによれば平方メートル当たり一千八百九十円くらいになっていると思いますが、他の類似工事との比較は高いのか、安いのか、あるいは妥当であるのか伺いたい。

次に三つ目の収入関係について伺います。

土地売却と購入についてであります。

土地売却収入は五十四年度の計画で一億二千九百三十六万一千円、これは公共事業用地代替地二千四百四十六平方メートル、これを平方メートル当たりにしてみると六万円となるのじゃあなかろうかと思いますが、この土地の所在はどこか。さらに、この収入に対して支出における土地取得費九億五千五百十四万二千円、これは仮称八小用地一万三千六百三十一平方メートル分とな

ているけれども、この取得費、土地購入費は平方メートル当たり七万円、売却は六万円、買う分—いわゆる購入は七万円である。したがって購入は平方メートル当たり一万円という高い額になっておりますけれども、これがこうした差が出ている根拠について伺いたい。同じ年度における事業費としての見込みでありながら、何か納得し得ない点があり、しかも、もちろん買う土地と売る土地の所在地によつては大きな差異もあるうかと思つたので、その相異している内容等について説明をお願いいたします。

次に四つ目、四番目として事業費、工事費の内容について伺います。

五十三年度における当初予算額二十一億六千五百八十八万円が十億二千二百八十八万円と減額補正され十一億四千五百六十八万円とされ、決算では十一億四千四百六十八万八千四百一円となったということですが、これが原因は、当初、公共用地の事業費の土地取得費ですけれども、これが十八億二百七十四万九千円の計画が、仮称八小用地の国有農地買受申請手続で許可まで半年から一年かかるという理由が一つ、二つ目には、熊川中央地

区学供用地は地主の協力が得られなかったということ、三つ目には、本町東部学供用地は、一部事業の取得のずれ等の事情により九億六千二百六十八万八千円を減額補正し、事業費八億四千二十二万一千円として事業を執行したとされているが、それでは仮称八小用地の国有農地はいつ申請手続をしたのか。また当時、どのくらいの用地確保が決定していたものか。また熊川中央学供用地については、その後地主との交渉、あるいは新たに確保可能な用地はどうか等について説明をお願いいたします。

次に、第三の項目の防災計画について伺います。

最初に防災計画の全体的なものについて伺います。

福生市地域防災計画書は百七十五ページにわたる五十四年度修正という計画書を過日いただきましたので、これが内容を読ませていただきました。ついでに、この防災計画について次のようなことについて伺いたい。

まず非常用食糧備蓄状況は、一万食の乾パンを農協倉庫に備蓄しているというが、平常に保管したとして何年保存可能か。またこれが備蓄がえはどのように計画実施されているのか。

次に、危険物施設が市内にこんなにも多くあることに驚いたわけですが、石油類の施設数が百九十一カ所とされており、これは二十一ページあるわけですから、その前の十八ページの危険物の貯蔵取扱所等の現況内訳覧により、まずと百七十八カ所となり、十三カ所の差があります。私は数字的の差をどうこう申し上げることではなく、災害発生による指導連絡等がこの計画書で行われた場合、行き届かなかった個所が生じた場合に起こることを恐れていることであるが、どのような差であるか伺いたい。

それでは一目的防災機関協力計画について伺います。

三十六ページ、第三編で防災機関協力計画があります。その第三章の応急措置等の要請要領のうち、二の都に対する要請中、(四)の米軍横田基地への出動要請を求める場合として(ア)から(キ)まで七項目を挙げているが、これが要請を市から直接基地に出動要請がなぜできないのか。市から都へ、都から基地へというのんびりした、悠長な災害時における出動要請ではないと思います。もちろん他の自治体からの要

請等広範囲にわたる地震等においてのことと勘案してのことと思います。が、このような悠長な要請では協力を得られない。しかし災害が局地的であっても、要請ルールは市から都へ、都から基地へということにならうかと思いますが、なぜこの緊急、応急要請がこのように定められたか。何か大きな原因があればこそと思うので、それは何かについて伺いたい。

次に、二番目の給水計画について伺います。

百四ページに書いてあるわけです。上水道応急対策計画として地震による災害において配水管の破損により局地的に断水することが予想されるので、復旧作業または応急措置を講ずるとされているが、これは過日仙台市も視察してまいりましたが、仙台市でも水道の破裂が百十一カ所、七千世帯に給水ができなかったと、五日後にはある程度復旧したと、全部復旧するのには十日間かかったということでしたけれども、この防災計画として局地的断水などという問題では済まされないと思うがどうでしょう。局地的断水はもう常日ごろ諸工事等による配水管の破損で経験済みであり、地震、それも大きな地震では、広範

田に市のみならず周辺市町村の配水管もずたずたに破損あるいは破裂すると思われる。したがって、局地的な断水を想定しての計画のためか、そうだと思ふんですが、飲料水について井戸に頼むということについては全然融れていない。

私はかつて、震災時の井戸の必要性について一般質問をしておきました。が、今回の計画においても各家庭にまだ散在している井戸については全然無視されている。御承知のように、最近また過去においてもしばしば報道されております災害、特に大地震の場合の飲料水について真剣に検討され、対処方策を急いでいるようです。最近においては東久留米市の災害時の飲み水について大量に自家井戸水を使用している工場、会社等、飲料水の供給に関する協定をするとともに、使用可能な井戸約五百カ所、その五百カ所の井戸から飲料水として利用できる井戸十カ所を災害用井戸に指定したという。また町田市では水道管が破裂し、断水が続いて一番困るのは飲料水であるという。井戸を掘っているなど、井戸に頼る各市の状況を見ても、大地震

に、いかに井戸は大切であるかの認識に立ってのことだと思います。したがって家庭も自治体とともに自衛のための飲料水の確保こそ緊急課題ではないかと思ふわけでございます。

いかにりっぱな性能のある給水車を用意しておいても、また清い泉による飲料水、また飲料貯水槽を確保しても、家屋の倒壊を初め電柱あるいは電線の混乱、倒壊、あるいは石、樹木等の倒れで道路が道路としての利用ができなくなったとき、一番強い家庭の井戸が命を救う飲料水だと思ふわけでございます。

五十年前の東京の車は三千台だったということです。現在は三百万台だという、大正十二年の関東大震災当時、この福生市に何台の車があったのでしょうか。また危険物取り扱いをする店は幾店あったのでしょうか。東海地震、駿河湾地震が起こるであろうということで地震予知情報も出すという。何か一番身近な井戸、頼りにできるといふ井戸について、水道指定工事店や病院名、続いて内科、歯科に至る表が書かれない使用できる井戸の所在しない防災計画では、だれのための防災計

画と言わざるを得ないと苦言を呈するものでございます。

次に、住民の心得について、いままで私なりにこの防災計画書を拝見して、一部に物足りない面もあったと思つてはありましたが、よくここまで事細かに計画されたと感謝し、その労苦、努力に対して敬意をもって読んでまいりましたが、最後においてすっかりさせられました。と申しますことは、災害時における住民の心得の中の第二において、地すべりに対する心得、百四十五ページに出ておりますが、これが一ページにわたって出ております。また第四では、大雪に対する心得の中で、なだれ時の危険地域に住んでいる人の早目に避難のことが書かれております。この防災計画は表紙にあるとおり福生市の地域防災計画であり、地域防災計画として当を得た計画であらうと、せっかくの時節柄の問題でもあり、一生懸命読んで、最後に何だこれは、全国的防災計画のサンプル九号で、血の通った計画ではないと感じた次第でございます。

地すべりについては、地すべりとかどうか私もわかりませんが、このかけ崩れと地すべりの定義についてわかりません。しかし、かけ崩れと

というほどの心配の個所は、確かに二、三あるつと思ひます。

私はかつて、大正十二年九月一日の地震のときに、たまたま幸楽園の下におりました。このかけ崩れを目前に見ておりますが、地すべりが、単にかけ崩れというか、いずれにしても氷河時代はともかく、福生の歴史に地すべりやなだれは過去における記録にはないと思うことをこの福生の地域防災に載せながら、知らなければ、知っておかなければ、また保存に留意しなければならぬと思う飲料水、井戸をおろすかにはしていると思うがどうでしょうか。防災会議はどうしているのか。開いているのかという質問が過般閣議員からされたと思いますが、その防災会議があったとしたら、井戸についてどのような発言があったか。検討があったか。また井戸の所在、飲料水になる井戸の保存についてどのように考えているか等について伺いたい。

以上が防災に関するものです。

次に、四番目として下水道事業について伺います。

文化生活は水洗化から、水洗化は文化生活ということですが、御承知のように多額の先行投資の事業である下水道事業で、これが促進い

かんによっては大きな財政的影響を及ぼすものであると考えられます。そこで問題なる水洗化から残るくみ取りの取り扱いについて伺いたい。

供用開始となった地区は三年以内に水洗化をするようになっていたが、三年経過してもくみ取り式のし尿処理については現在どおり無料でいく考えか。水洗化工事は、御承知のように各家庭でも多額の改造工事費を負担し、合わせて水洗化により水道料金もかさみ、さらに下水道使用料も月々かさんでくるということになると、負担公平の原則からしてもまことに行政上好ましいことでなく、財政上のことも考えると、受益者負担金が入るうちはまだしも、これが入らなくなると下水道の使用料収入に頼ることもなるのみならず、水洗化が促進しないことは、一般会計からの繰り入れがかさみ、そのことは水洗化した住民にも一様にその負担の一部がかかってくるという何とも矛盾したことになると思う。今回の補正でも八千万円の一般会計からの繰り入れが出ておりますが、こうした矛盾が出てくると思います。

もちろん、水洗化のおくれは申すまでもなく起債あるいはこの起債

に対する利子の返還等にも影響し、無理して水洗化した住民、積極的に市の方針に従って水洗工事をした家庭にのみますます負担がかかることになる。すでに下水道会計の起債額は十億円を超えているのではないかと思いますが、現在は受益者負担金の歳入があるが、先ほど申し上げましたように供用が全市に及んだ後は、経常経費を使用料で賄わない限り一般会計からの繰り入れはますます過大化していくことは明らかであり、御承知のように供用開始した地区はすでに満一年以上、そろそろ一年半もたとうとしている。三カ年経過してからのかみ取り手数料は徴収するのが、現在のままの無料で行くのか。これについてどのような考えであるか。またどのような検討をしているのか伺いたい。もちろんこの問題は福生市だけの問題ではないと思うが、いま現時点、どのように取り扱うかの基本的方針を定めておかないと、後年に大きな問題を残すことになるかと考えるが、これらについて回答を願いたい。もちろん漫然としているわけではなく、何か研究、検討していると思いますので、どのように取り組む方針であるか等についてつぶさにこれにお答え願いたい。

最後に、第四の社会福祉協議会について伺います。

社会福祉協議会の生活資金貸付関係についてであります。五十四年七月一日の福祉だよりの五十三年度決算書を見てこの質問を私はするわけでございますが、この生活資金貸付事業は、金融機関その他から融資を受けることが困難な低所得世帯の不時の出費等により困っている人に対して必要な資金の貸し付けをし、自立更生の助長にということとで始められた生活資金貸付事業であるが、この貸付規定はどのようなに定められているのか。また貸付状況、貸付金の回収状況はどのようなになっており、その報告はされているのかどうか等について、まず当初に伺いたします。

このことについては回答の後にもまた細かく質問する予定でございます。以上、まことに長々しく質問事項を述べましたが、よろしく回答のほどをお願い申し上げます。

なお、回答の要点について回答者が記載漏れがありましたら、御質問願えば主要質問事項を申し上げます。

以上でございます。

○議長（小林菊三君） 十時五十分まで休憩いたします。

午前十時四十二分 休憩

午前十時五十二分 開議

○議長（小林菊三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（市長石川常太郎君登壇）

○市長（石川常太郎君） 御答弁を申し上げます。

多岐にわたっておりますので、私は主たることを申し上げまして、各担当より細かく申し上げたいと思います。重複する点が多くなると思いますので、ぜひとも御了承のほどをお願いいたします。

第一の財政でございますが、財政は上向きますと必ず反動いたしました下向きになるといふことが昔から繰り返されているようでございます。当然、今後困難な時代がくるのではないかという予想がされつつある時代に突入しつつございます。私としては、年度当初、もっともと前か

らでございますけれども、財政の悪化というのはくるんではないかという想定の上に立ちまして、市政の運営をやつてまい、たわけでございしますが、そのためには市として最低限の設備、施設等はどうも早期にいたしませんとかなかなかできない時代がくるのではないかということで、議会にも非常に御協力をちょうだいし、また叱咤勉強もいただきまして取り組んでまい、たわけでございます。本年も財源の確保につきましては、本当におかげさまで成果が上げられると考えております。まだ決定したものはございません。これからでございすけれども、手ごたえは十分あると私は私なりに考へておるところでございすので、今後とも御協力、そして御指導のほじをお願い申し上げる次第でございす。

冗費の節減につきましては、ごもっともな御意見でございす。非常にむずかしいことでございすけれども、生活が向上いたしましたして、生活の向上は非常に結構なこととございす。生活の向上とむだということが往々にして同一の解釈になるということが多ございすので、むだというものはできるだけ省かなければならないと考へております。その向

きに指示してございすので、その点につきましては後ほど担当よりお話し申し上げます。

財源の増額につきましても担当者より細かく申し上げます。

土地開発公社につきましては助役よりすべて申し上げたいと思ひます。防災計画につきましては、これは非常に重要な施策でございす。が、にもかかりませず粗漏なところが計画書にあると御指摘をいただきまして。まことに汗顔のいたりであり、申しわけなくおわびを申し上げます。次第でございすけれども、次に訂正いたすべきときに、なるべく早く訂正をいたしたいと思ひます。

井戸等についてはお説のとおりでございすので、そのように進めたいと思ひます。

下水道につきましては、私も最初から心配しているところでございますが、全く御指摘のとおりでございまして、将来大きなギャップが起くることは想像されるわけでございます。ここで都の見解とか、あるいは他市の状況等も研究いたしまして、これは早急に対策を立案したいと思ひております。案ができ

ましたならば、担当委員会その他にお諮り申し上げまして、十分御指導と御研究をいただきたいと思つてゐるところでございます。

社会福祉事業につきましては、担当の部長から申し上げたいと思ひますので、大変に簡単でございますけれども、以上をもって私の答弁とさせていただきます。

○企画財政部長(上野重勝君) 財政問題につきまして市長の補足の御答弁を申し上げます。

財源の増額について国に対してどのような運動を行ったかということでございますが、御質問の御趣旨にありますように交付税率の引き上げであるとか、あるいはまた、超過負担の解消というようなものにつきましては、これは一人福生市のみにとどまらず全国的な問題でもございまして、すでにたびたびこの問題は地方の関係団体等において論議を呼んでゐるところでございます。したがいまして、私どももいたしましては、これらの組織を通じまして、国に対して強力に運動を展開いたしてあるところでございます。また、市長はたまたま全国基地周辺整備協議会の副会

長という役にもございますので、その立場を利用いたしましていろいろと陳情等を行つておりますが、先日、去る六月二十八日の日にも自民党国防部会、あるいはまた、基地対策委員会等に直接陳情を行つております。

それから交付税率の引き上げにつきましては、全国市長会を通じまして自治省に持ち上げ、自治省から大蔵省に折衝中でございますが、現在の大変厳しい国の財政運営の中ではむずかしい問題でございまして、現在の交付税率の三二%を四〇%に引き上げる。そしてまた、地方税源を拡充せよというのが自治省の絶えざる要求でございますが、なかなか実現でき得ないのが現状でございます。

それから超過負担につきましてもすでに五、六年前からだと思ひますが、超過負担の問題が取り上げられております。福生市におきまして、概算で二億円近い超過負担が出てゐる現状でございまして、議会におきまして、それらの問題を取り上げられておりますので、東京都市長会を通じ、そしてまた全国市長会を通じてこの解消に